

## 報告事項No. 3

### 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

#### 1 臨時代理した事項

- (1) 件名 川崎市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 内容 川崎市聴聞等に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの
- (3) 施行期日 令和8年5月21日

#### 2 臨時代理を行った日

令和8年3月26日

#### 3 臨時代理を行った理由

川崎市聴聞等に関する規則の一部改正の公布（令和8年3月31日）に合わせて、教育委員会規則の規定を整備し、公布する必要があったため

（参考）川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

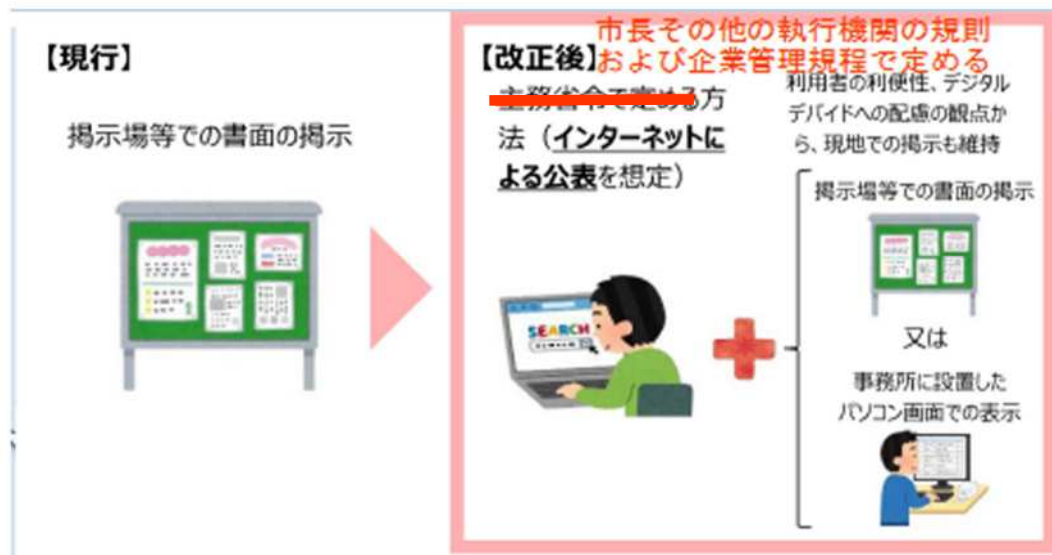
## 1 聴聞とは

- (1) 聴聞とは、行政機関が、行政処分などを行うに当たって、その行為の必要性や妥当性を判断するために、処分の相手方や利害関係人等の意見を聴くための手続のこと。
- (2) 行政手続法において、許認可等を取り消す不利益処分（例：指定障害児通所支援事業所の指定の取消し等）、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分等（以下「不利益処分」という。）をしようとするときは、聴聞の手続を執らなければならないとされている。
- (3) 本市の条例・規則で定める不利益処分は行政手続法の適用外であり、川崎市行政手続条例において、聴聞の手続を執らなければならないことを含め、同法と同様の措置が規定されている。
- (4) 聴聞の手続に関する必要な事項は、「川崎市聴聞等に関する規則」で市長が定めており、同規則の定めを「川崎市教育委員会聴聞等に関する規則」が準用している。

## 2 行政手続法・条例の改正に伴う規則改正

- (1) 行政手続法が改正され、聴聞等における公示手続のデジタル化がされたことに伴い、同法と同様の措置を講ずることとしている川崎市行政手続条例が改正された。
- (2) 具体的には、同条例第15条第4項が新設され、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における「公示の方法による通知」の方法を市長その他の執行機関の規則および企業管理規程で定める方法とされた。
- (3) その方法として、川崎市聴聞等に関する規則第2条第3項が新設され、インターネット上で公示する方法とされたことに伴い、川崎市教育委員会聴聞等に関する規則において引用条項の条ずれが生じたことから改正を行う。(本規則改正の施行期日は、行政手続法、川崎市行政手続条例、川崎市聴聞等に関する規則の改正の施行期日と同日の令和8年5月21日)

聴聞等における公示の今後のイメージ図←



川崎市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市行政手続条例 平成7年10月9日条例第37号 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長その他の執行機関の規則及び企業管</u></p>	<p>○川崎市行政手続条例 平成7年10月9日条例第37号 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>理規程で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	
<p>(代理人)</p>	<p>(代理人)</p>
<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>	<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>
<p>2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。</p>
<p>3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p>	<p>3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p>
<p>4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。</p>	<p>4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。</p>
<p>(続行期日の指定)</p>	<p>(続行期日の指定)</p>
<p>第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。</p>	<p>第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。</p>
<p>2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出席した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。</p>	<p>2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出席した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。</p>
<p>3 <u>第15条第3項及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した</u>日の翌日）」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 <u>第15条第3項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項</u>中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過した</u>とき」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過した</u>とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u>日の翌日）」</p>

改正後	改正前
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 <u>第15条第3項及び第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例第22条第3項若しくは第29条又は川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）第15条第4項、第16条第5項、第17条第3項若しくは第18条第8項において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</u></p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 <u>第15条第3項及び</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

川崎市聴聞等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市聴聞等に関する規則 平成6年9月30日規則第46号 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第2条 法第15条第1項、県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項に規定する聴聞の通知は、聴聞通知書(第1号様式)によるものとする。</p> <p>2 法第15条第4項(法第22条第3項において準用する場合を含む。)、県条例第15条第4項(県条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )又は市条例第15条第4項(市条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )に規定する掲示場は、川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場とする。</p> <p>3 市条例第15条第4項(市条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。 )に規定する規則で定める方法は、<u>行政庁(公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を除く。以下同じ。 )の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。 )と公示事項(市条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。 )の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。 )とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。 )を使用するもの</u></p>	<p>○川崎市聴聞等に関する規則 平成6年9月30日規則第46号 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第2条 法第15条第1項、県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項に規定する聴聞の通知は、聴聞通知書(第1号様式)によるものとする。</p> <p>2 法第15条第3項(法第22条第3項において準用する場合を含む。 )、県条例第15条第3項(県条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )又は市条例第15条第3項(市条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )に規定する掲示場は、川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)第3条に規定する掲示場とする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第3条 行政庁が法第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第4項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)、県条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第4項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)又は市条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第4項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人(その時までに法第17条第1項、県条例第17条第1項又は市条例第17条第1項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。第11条において同じ。)に通知しなければならない。</p>	<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第3条 行政庁(公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を除く。以下同じ。)が法第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)、県条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)又は市条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人(その時までに法第17条第1項、県条例第17条第1項又は市条例第17条第1項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。第11条において同じ。)に通知しなければならない。</p>

川崎市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会聴聞等に関する規則（平成6年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第3条第1項」を「同規則第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市聴聞等に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会聴聞等に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会聴聞等に関する規則 平成6年9月30日川崎市教育委員会規則第4号</p> <p>教育委員会における行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号。以下「県条例」という。）第3章第2節及び川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号。以下「市条例」という。）第3章第2節に規定する聴聞並びに法第3章第3節、県条例第3章第3節及び市条例第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の手続に関しては、他の法令又は条例等に特別の定めがあるもののほか、川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）を準用する。この場合において、<u>同規則第2条第3項中</u>「行政庁（公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を除く。以下同じ。）」とあるのは「行政庁（教育委員会に限る。以下同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>○川崎市教育委員会聴聞等に関する規則 平成6年9月30日川崎市教育委員会規則第4号</p> <p>教育委員会における行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号。以下「県条例」という。）第3章第2節及び川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号。以下「市条例」という。）第3章第2節に規定する聴聞並びに法第3章第3節、県条例第3章第3節及び市条例第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の手続に関しては、他の法令又は条例等に特別の定めがあるもののほか、川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）を準用する。この場合において、<u>第3条第1項中</u>「行政庁（公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を除く。以下同じ。）」とあるのは「行政庁（教育委員会に限る。以下同じ。）」と読み替えるものとする。</p>